

沼津市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

平成31年3月29日告示第79号

(趣旨)

第1条 市長は、本市の人口減少に係る対策を推進し、産業を担う人材の確保を図るため、産業界と協力して奨学金基金を活用して、市内中小企業への就職支援として、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を借り入れた者に対し、当該奨学金の返還を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。第11条において「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程）をいう。
- (2) 市内中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、沼津市内に本社又は本店を有するものをいう。

(交付の対象となる奨学金)

第3条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学している期間に前条に規定する奨学金の貸与を受けた者
- (2) 第9条に規定する補助金の交付申請時点で、次条の規定により交付の対象となる期間中の奨学金の返還がなされていることが確認できる者
- (3) 第8条に規定する支援対象者認定申請をした日から引き続き、本市に住民登録があり、かつ、居住実態のある者
- (4) 市内中小企業に就職した日から引き続き、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する通常の労働者（正規型雇用に限る。）として勤務している者
- (5) 市税等を滞納していない者

(6) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2項第2号に規定する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有しない者

（交付の対象期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、交付の対象となる者が就職した日の属する年度内であって、奨学金の返還を開始した月から起算して5年間とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象期間中に返還すべき奨学金を返還した額（第3条第2号に規定する第二種奨学金にあつては利息相当分を除く。）とし、1人当たり年額24万円を限度とする。ただし、当該年度における対象期間が12か月に満たない場合は、月額2万円を限度として月割りをもって算定した額とする。

（事前エントリー）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に本補助金の交付に係るエントリーをしなければならない。

2 事前エントリーの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 大学等に進学し、在学している期間に第3条に規定する奨学金の貸与を受けている者

(2) 大学等を卒業又は修了後、本市に居住する予定である者

(3) 大学等を卒業又は修了後、市内中小企業に就職する予定である者

3 事前エントリーをしようとする者は、就職予定日の6か月前までに沼津しごと応援サイトに登録し、沼津市奨学金返還支援事業補助金事前エントリー申込書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申込があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、沼津市奨学金返還支援事業補助金事前エントリー受付書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

（認定の申請等）

第8条 大学等を卒業又は修了し、補助金の交付を受けようとする者は、市内中小企業に就職した日の属する年度の5月末日までに、沼津市奨学金返還支援事業補助金支援対象者認定申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 卒業又は修了したことを証する書類の写し

(2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書の写し

(3) 在職証明書（第4号様式）

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、別に定める選考要項の基準により選考し、適当と認めるものについては、沼津市奨学金返還支援事業補助金支援対象者認定書（第5号様式）により、提出者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付対象となる期間の年度ごと、当該年度の3月末日までに、沼津市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書の写し
- (2) 返還期間及び返還金額を証するものの写し
- (3) 在職証明書（第4号様式）

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、沼津市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により、申請した者（第12条において「申請者」という。）に通知するものとする。

（実績報告の省略等）

第11条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、前条第2項に規定する交付決定通知書をもって、規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、前条第2項の規定により確定通知とみなされることとなる交付決定通知を受けたときは、速やかに沼津市奨学金返還支援事業補助金支払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が第4条に規定する交付の対象に該当しなくなったとき及び偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたと認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 雇用主の都合により市外に転勤することとなったとき
- (2) その他やむを得ない理由があると市長が認めるとき

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消部分に関し、既に補助金が交付されているときは、沼津市奨学金返還支援事業補助金返還命令書（第9号様式）により、当該補助金の交付を受けた者に対し、その返還を求めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成31年度分の補助金に限り、適用しない。